

## 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者対策の根拠法となっている「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、令和5年5月16日で有効期限を迎える。駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれている。

本県においては、「在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還と北部基地への統合」等を含む在日米軍再編に関する合意をしており、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」も発表されている。

海兵隊施設には、4,857人（令和4年3月現在）、嘉手納以南の対象施設には3,622人（令和4年3月現在）の日本人従業員が勤務し、状況如何によっては、駐留軍等労働者としての雇用継続が困難となる事態も懸念され、これまで以上に「駐留軍関係離職者等臨時措置法」に基づく雇用対策が不可欠です。

昨今の全国的な雇用情勢は、新型コロナウイルスの影響もあり完全失業率2%台後半で高止まりし、県内の失業率は全国より高い水準で推移している。また、駐留軍等労働者は中途採用者が多いことから平均年齢も48.24歳と高い状況にある。こうした状況の中、万が一、大規模な人員整理等が発生すれば、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではなく、地域的な雇用情勢はパニック状態に陥ることは必至である

よって本村議会は、有効期限を迎える駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長について、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年(2022年) 10月21日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛先

防衛大臣、厚生労働大臣